

中部圏低炭素水素認証制度実施要領

2018年4月17日
(2023年4月1日改正)
(2025年4月1日改正)

中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議

(はじめに)

水素は、利用の段階で二酸化炭素を排出せず、また、再生可能エネルギーを貯蔵・輸送し、利用することができ、地球温暖化対策に大きく貢献し得るエネルギーとして期待されている。

また、国内においては再生可能エネルギーの急速な導入拡大に伴い、系統の空き容量不足や、火力電源等の調整不足といった課題が顕在化しており、電気エネルギーを大規模かつ長期的に貯蔵可能な水素エネルギーが注目を集めている。今後、水電解装置を中心とした電力-水素エネルギー変換システム（Power-to-gas システム）を通じて、電力系統の安定化対策や再生可能エネルギーの導入拡大に貢献できる可能性がある。

しかし、現在、国内で流通する水素のほとんどが化石燃料由来であり、製造段階では二酸化炭素が発生していることから、カーボンニュートラルの実現に向けては、再生可能エネルギーを活用して水素を製造することや、将来的には海外に豊富に存在する褐炭に代表される低コストな未利用化石資源から製造した水素に二酸化炭素回収・貯留（CCS : Carbon dioxide Capture and Storage）等の二酸化炭素の排出を低減する技術を組み合わせるなどにより、より低炭素な水素サプライチェーンの構築が不可欠である。

愛知県では、こうした低炭素な水素サプライチェーン構築に取り組む事業者を支援するため、水素の製造、輸送、利用に伴う二酸化炭素の排出が少ない水素を低炭素水素として認証・情報発信する「低炭素水素認証制度」を策定し、2018 年から運用してきた。

一方、国内有数の産業の集積地である中部圏（岐阜、愛知、三重の3県）において水素やアンモニアの大規模な社会実装を実現するために、自治体や経済団体、産業界等が連携して 2022 年 2 月に「中部圏大規模水素サプライチェーン社会実装推進会議（会長：愛知県知事）（2022 年 10 月に『中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議』に改称）」を設立し、取組を進めている。この取組と一体となって低炭素水素サプライチェーンの構築を中部圏全体で促進するため、2023 年 4 月 1 日から「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議」の制度として対象範囲を中部圏に拡大した。

2024 年 10 月 23 日には、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素社会推進法。以下「法」という。）」が施行され、「低炭素水素等」の要件として「製造に伴い排出される CO₂の量が一定の値（3.4kg-CO₂e/kg-H₂）以下」として初めて定義されたとともに、その算定範囲（バウンダリ）は「Well to Gate（原料生産から水素製造装置の出口まで）」とされた。これに伴い、本制度においても法と整合を図り、バウンダリを従来の水素製造段階から Well to Gate へと拡大しつつ、二酸化炭素排出量の基準値は従前どおりゼロを維持することとして、低炭素水素の要件を改める。

本制度においては、再生可能エネルギーから製造された低炭素水素を対象として制度を運用していくとともに、低炭素水素の利活用拡大という観点から、グリーン電力証書や J-クレジット制度などを活用した水素製造を対象とすることにより、低炭素水素の量的な課題の解決を図る。

また、将来の水素社会を見据え、以下の事項について引き続き検討を行い、本制度の見直しを図ることで、中部圏におけるカーボンニュートラルの実現を支援していくこととする。

- ・再生可能エネルギー以外から製造された低炭素水素（廃熱などの未利用エネルギー由来の水素、化石燃料由来の水素と CCS の組み合わせ、副生水素等）への拡大。
- ・液化水素、有機ハイドライド法によるメチルシクロヘキサン、アンモニア、メタンなど、様々な水素キャリアへの対応。
- ・低炭素水素の製造から、輸送、利用までに至るサプライチェーン全体の二酸化炭素排出量を削減していく必要があることに鑑み、ライフサイクルアセスメント（LCA: Life Cycle Assessment）の導入。
- ・制度運用に伴う問題点を検証するとともに、国における検討状況や技術開発の動向を踏まえた対応。

中部圏低炭素水素認証制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、低炭素水素の製造に係る計画を認定し、その計画に従って製造した低炭素水素を認証するとともに、これらの情報を発信する「中部圏低炭素水素認証制度」の実施に関して必要な事項を定め、もって、低炭素水素の利活用に向けた取組を中部圏各地に展開し、カーボンニュートラルの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「低炭素水素」とは、製造、輸送及び利用に伴う二酸化炭素の排出が少ない水素をいう。認証の対象となる低炭素水素の要件は、運用指針（以下「指針」という。）で定める。

(低炭素水素の製造に係る計画の認定)

第3条 低炭素水素を製造しようとする者は、低炭素水素の製造に係る計画（以下「計画」という。）について、中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議の会長（以下「会長」という。）の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、様式第1により会長に申請しなければならない。

3 会長は、前項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第8条第1項の規定による低炭素水素審査会の意見を聴いた上で、認定をするとともに、様式第2により通知するものとする。

(1) 計画が指針に適合するものであること。

(2) 申請者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 岐阜県が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成22年3月16日付岐阜県知事・岐阜県警察本部長締結）に基づく排除措置の対象となる法人等

ウ 愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置の対象となる法人等

エ 三重県が公共工事や物件関係契約、補助金等から暴力団等を排除するために定めた要綱及び運用協定書に基づき排除対象となる暴力団、暴力団関係者等

(計画の変更)

第4条 前条第1項の認定を受けた者は、計画の内容を変更しようとするときは、様式第3により会長に計画の変更を申請しなければならない。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。この場合において、「様式第2により通知するものとする」とあるのは「様式第4により通知するものとする」と読み替えるものとする。

(計画の廃止)

第5条 第3条第1項の認定を受けた者は、計画を廃止しようとするときは、様式第5により会長に届け出なければならない。

(低炭素水素の製造に係る実績の認証)

第6条 第3条第1項の認定を受けた者は、認定を受けた日の属する年度の翌年度以後、低炭素水素の製造に係る実績（以下「実績」という。）について、会長の認証を受けなければならない。

- 2 前項の認証を受けようとする者は、毎年度8月末までに、様式第6により会長に申請しなければならない。
- 3 会長は、前項の認証の申請について、第8条第1項の規定による中部圏低炭素水素審査会の意見を聴いた上で、認証をするとともに、様式第7の低炭素水素証書を交付するものとする。

(審査に必要な事項の要請)

第7条 会長は、第3条第1項、第4条第1項及び前条第1項の規定による申請の審査に必要がある場合は、申請者から必要な資料の提出を求め、又はその職員に計画に関連する事業所、工場等に立ち入り、必要な帳簿書類若しくは施設その他の物件を調査させることができる。

(中部圏低炭素水素審査会)

第8条 第3条第1項、第4条第1項及び第6条第1項の内容やこの要領の規定によりその権限に属する事項を審査させるため、中部圏低炭素水素審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(公表)

第9条 会長は、第3条第3項（第4条第2項において準用する場合を含む。）の認定

の内容及び第6条第2項の認証の内容を公表することができる。

2 第3条第3項（第4条第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けた者は、計画が会長の認定を受けたものである旨を表示することができる。

3 第6条第3項の認証を受けた者は、実績が会長の認証を受けたものである旨を表示することができる。

（認定の取消し）

第10条 会長は、第3条第3項（第4条第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- （1）第3条第3項第2号の要件を欠くに至ったとき。
- （2）虚偽の申請により認定を受けたとき。
- （3）製造した水素が指針に適合しないと認められたとき。
- （4）公序良俗に反する又はそのおそれのあると認められたとき。
- （5）計画に従って低炭素水素の製造を実施していないと認められたとき。

2 会長は、前項第3号及び第5号の場合にあっては、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

3 会長は、認定を取り消したときは、その旨を申請者に通知する。

（認証の取消し）

第11条 会長は、第6条第3項の認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認証を取り消すことができる。

- （1）第3条第3項第2号の要件を欠くに至ったとき。
- （2）虚偽の申請により認証を受けたとき。
- （3）公序良俗に反する又はそのおそれのあることが認められたとき。

2 会長は、前項に基づき認証を取り消したときは、その旨を申請者に通知する。

（データ保存等）

第12条 第3条第3項の認定を受けた者は、低炭素水素の製造に係るデータ（水素製造量、エネルギー投入量等）を把握し、保存しなければならない。

2 前項のデータは、関係書類とともに、5年間保管しなければならない。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月17日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。施行日前に、第3条第3項により愛知県知事から認定を受けた計画及び第6条第3項により愛知県知事から認証を受けた実績については、会長から認定を受けた計画、認証を受けた実績とみなす。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度の低炭素水素の製造に係る実績の認証については、第6条第2項を除き、なお従前の例による。